

前 契
平成28年7月8日

建設工事業者 各位

総務部契約監理課

前橋市発注建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

国が経済効果等の観点から特例措置として前払金の使途を拡大したことを踏まえて、本市においても下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとします。

ただし、前払金額の100分の25を上限とします。

2 適用対象となる契約

平成28年7月1日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う建設工事で平成29年3月31日までに払出しが行われるものが適用対象の契約になります。（建設工事請負契約のみに適用し、委託業務等その他の契約には適用しません。）

なお、平成28年4月1日以降に契約した建設工事で、上記には該当しないが、特例措置適用の希望がある場合は、契約監理課審査契約室までお問い合わせください。

※前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

3 問い合わせ先

前橋市総務部契約監理課審査契約室
027-898-6288